

特定非営利活動法人アイ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アイという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいのある方とその家族に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等を行い、一人ひとりが自立するために積極的な地域社会への参加を促し、すべての人々が生きがいを持ち、健やかにそして安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会、監事は総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の職務
- (4) 役員の報酬
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益

- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第 10 章 雑則

（施行細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	今村 ひとみ
理 事	土肥 勇生
同	大井 勇作
監 事	富田 真紀
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | | |
|-----|-----|--------|-----|----------|---------|
| (1) | 正会員 | 個人及び団体 | 入会金 | 10,000 円 | 年会費 0 円 |
| (2) | 準会員 | 個人及び団体 | 入会金 | 5,000 円 | 年会費 0 円 |

役員名簿

特定非営利活動法人アイ

役 名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	いまむら ひとみ		無
	今村 ひとみ		
理事	どひ ゆうき		無
	土肥 勇生		
理事	おおい ゆうさく		無
	大井 勇作		
監事	とみた まき		無
	冨田 真紀		

設立趣旨書

1、趣旨

昨今、障がい者を取り巻く環境は、「障害者総合支援法」の改正や「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の施行などにより少しずつ法整備も進んできています。これは、障がいのある方もない方もお互いに支え合い、住み慣れた地域で明るく豊かに生きていく社会を目指す、ノーマライゼーションの理念が我が国においても普及・定着してきたことが背景にあります。

その一方で、依然として多くの課題も残されており、障がい者を取り巻く住環境についてはその課題の一つです。障がい者が地域社会で自立した生活を送るためには、適切な住環境や就労支援、そして社会との関わりが必要不可欠です。しかし、現実には十分な支援が行き届いておらず、多くの障がい者が不安や孤立を抱えながら生活している実情があります。

私は、これまで別法人にて障がい者に対する就労支援事業に従事してきました。働くことのできる障がい者は、日中は一般企業や就労支援事業所で働き、夜は家族の支援を受けながら自宅で過ごす生活を送っています。障がい者の中には、自立して一人で生活をしたいと考える利用が多いことや支援をするご家族からは、自身の高齢化による将来についての不安を相談されることも多くありました。そのような中、障がい者が地域社会で自立した生活を送るための受け皿となるべき「共同生活援助（グループホーム）」が圧倒的に不足していることを痛感しました。障がい者の自立を促すために需要が増加する一方で、グループホームの新規開設が追いつかず、多くの障がい者が入居待ちの状態にあります。さらに、障がい者向けに設計された賃貸住宅も少なく、住まいを確保することが困難となっていること、障がい者への生活をサポートするための専門的なスキルをもった人材の不足等の問題にも直面してきました。

私は、障がい者を取り巻くこのような住環境を憂い、障がいのある方やその家族が安心して過ごすことのできるサービスを実施することにより、障がいのある方もない方もお互いに人間として尊重し合いながら、共に支えあうことのできる社会を目指していきたくと考えています。これまでの知識や経験を活かしながら、障がいをお持ちの方が地域に根差した安心して入居できるグループホームの開設をするために「特定非営利活動法人アイ」の設立を決意しました。

障がい者に対するサービスを実施するためには法人格が必要です。障害福祉サービス事業の一つである「共同生活援助（グループホーム）」は、障がいのある方の住居を提供するとともに、日常生活上のさまざまな支援（食事、清掃、健康管理等）、さらに日中の就労支援、家族との連携及び地域住民への障がい者に対する理解促進活動も重要となります。そのため、公正な会計による事業の透明性と地域住民も含めた多くの市民の方々に参画していただきながら継続的に事業を展開していくためには、営利法人ではなく特定非営利活動法人が最も適切であると考えました。障がい者の住環境の整備や地域との連携を強化し、より安心して暮らせる社会を目指し、利用者本意の良質なサービスを提供していきたくと考えています。

2、申請に至るまでの経過

令和6年12月	特定非営利活動法人アイに関する連絡協議会の立ち上げ（事業構想）
令和7年 2月	会員間で法人化の意思確認
令和7年 3月	特定非営利活動法人アイ設立総会開催

令和7年3月3日

特定非営利活動法人アイ
設立代表者
氏名 今村ひとみ

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人アイ

1. 基本方針

障がいのある利用者に対して、地域社会で自立した生活を送るための住居の提供及び日常生活上のさまざまな支援（食事、清掃、健康管理等）を提供するとともに、さらに日中の就労支援、ご家族との連携を通して、利用者一人一人が地域社会の一員として自立し、心豊かな生活を送ることができるような環境づくりに貢献することを法人の基本理念とし、令和7年8月の神戸市の障害福祉サービス事業の指定（許可）を目指していく。

事業所開設に向けて、役所や建築業者との折衝、さらに地域への理解が不可欠であるため、事業所の内覧会や説明会等広報活動にも力を入れていく。あわせて、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービスを提供する団体との連携にも努める。

既に開設後の利用予定者は数名おり、さらに積極的な広報活動を行っていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) 障害福祉サ ービス事業	共同生活援助	毎日（24 時 間・365 日）	神戸市北区上 津台 4 丁目 15 番 17 号	障がい者 4 名	7,200

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人アイ

1. 基本方針

次年度についても、引き続き市町村、他の障害福祉サービス事業者等の地域・関係団体への広報活動に力を入れていく。

また、利用者の入居希望に応えるために新たなグループホームの追加を行うとともに、当法人を利用されている利用者やそのご家族に対して、さらなるサービスの質の向上に努める。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) 障害福祉サ ービス事業	共同生活援助	毎日 (24 時 間・365 日)	神戸市北区上 津台 4 丁目 15 番 17 号他住居	障がい者 8 名	21,600

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

令和7年度活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	100,000	100,000	
2. 受取寄付金		0	
3. 受取助成金等		0	
4. 事業収益 共同生活援助 収益	7,200,000	7,200,000	
5. その他収益 受取利息 雑収益		0	
経常収益計			7,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	6,000,000		
法定福利費	600,000		
福利厚生費	80,000		
人件費計	6,680,000		
(2)その他経費			
通信費	80,000		
水光熱費	80,000		
消耗品費	120,000		
旅費交通費	160,000		
雑費	80,000		
その他経費計	520,000		
事業費計		7,200,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬			
法定福利費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
地代家賃			
通信費			
水光熱費			
消耗品費			
燃料費			
保険料			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			7,200,000
当期正味財産増減額			100,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			100,000

令和8年度活動予算書
令8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	100,000	100,000	
2. 受取寄付金		0	
3. 受取助成金等		0	
4. 事業収益 共同生活援助 収益	21,600,000	21,600,000	
5. その他収益 受取利息 雑収益		0	
経常収益計			21,700,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	16,800,000		
法定福利費	1,680,000		
福利厚生費	150,000		
人件費計	18,630,000		
(2) その他経費			
通信費	150,000		
水光熱費	150,000		
消耗品費	200,000		
旅費交通費	250,000		
雑費	150,000		
その他経費計	900,000		
事業費計		19,530,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃			
通信費			
水光熱費			
消耗品費			
燃料費			
保険料			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			19,530,000
当期正味財産増減額			2,170,000
前期繰越正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額			2,270,000